



30 予危第 100 号

平成 30 年 5 月 18 日

化成品工業協会 会長 殿

東京消防庁

危険物課長 岡田 一将



平成 30 年度危険物安全週間に対する協力について（依頼）

平素からの消防行政の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年 6 月の第 2 週に全国一斉で「危険物安全週間」を実施しています。本週間は、危険物の保安に関する意識の高揚及び危険物に関する正しい知識の普及啓発を推進し、危険物災害の未然防止を図ることを目的とするものです。当庁においても、別添え「平成 30 年度危険物安全週間実施概要」のとおり実施することとしております。

つきましては、貴団体におかれましても本週間の趣旨をご理解いただき、貴団体加盟各社において、危険物の保安管理の徹底が図られますようご協力をお願い申し上げます。

なお、誠に恐れ入りますが、貴団体において「危険物安全週間」に関し広報誌等に掲載された場合などには、今後の参考とさせていただきますので、お手数をおかけしますが下記の間合せ先あてにご送付くだされば幸いです。

間合せ先

〒100-8119 千代田区大手町 1-3-5
危険物課保安規制係 片寄 鈴木
電話 03(3212)2111 内線 4826

平成30年度危険物安全週間実施概要

1 推進標語

「知っておこう 暮らしの中の 危険物」(作者 ^{すずき たかお} 鈴木 太佳雄 さん 羽村市在勤)

2 推進項目

(1) 都民一般への啓発普及

- ア 身の回りの危険物品に関する知識の啓発普及
消毒用アルコール、アロマオイル、マニキュア、エアゾール缶、カセットボンベその他身の回りの危険物の容器の注意表示並びに正しい貯蔵及び取扱いの方法
- イ 震災時の避難所や屋外催しの開催場所における危険物品に係る事故防止
ガソリン、灯油及びカセットボンベ等の適切な取扱い及び運搬の方法並びにこれら燃料が原因で発生した火災の消火方法

(2) 危険物施設等を有する事業所を対象とした項目

- ア 震災時の避難所における安全対策の推進
- イ 統計上重大事故(死者が発生した事故等)の多い施設等への指導
- ウ 大規模危険物施設への指導

3 広報活動

都民に対しては、あらゆる機会を捉えて危険物に関する理解を深めてもらえるよう、公共機関施設、町内会等へのポスター等の配布、講演会、研修会及び防火防災診断等の実施、ホームページ等への掲載、区市町村等が発行する機関誌等への投稿、ケーブルテレビをはじめとするマスコミに対する協力依頼並びに防火防災訓練により周知します。

4 消防演習等

危険物施設を有する事業所等において、危険物災害に対応するため、事業所と消防隊が連携した実戦的な消防演習を実施する消防署があります。

5 その他

危険物安全週間中に開催される講習会等の日程等につきましては、最寄りの消防署にお問合せください。

平成30年度危険物安全週間ポスター